

事 務 連 絡
平成 22 年 9 月 28 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室長補佐

審査請求人に対する原処分庁意見書の提示に係る処理状況の把握について

審査請求人に対する原処分庁意見書の提示について、10月1日以降に受理した審査請求から行う（「労災保険審査請求事務取扱手引の一部改正について」（平成22年9月28日付け基発0928第3号）及び「労災保険審査請求事務取扱手引の一部改正に伴う留意事項について」（平成22年9月28日付け基労補発0928第2号）参照）こととなっていますが、施行時の処理を適正に行う観点から、平成22年10月から平成23年3月に審査請求された事案の処理状況を把握したいので、下記により労災保険審理室あて報告して下さい。

記

1 処理状況の報告について

労災補償課長は、平成22年10月～平成23年3月に審査請求された事案の処理状況を、別添様式「原処分庁意見書提示処理状況」に記載の上、労災保険審理室審査係あて報告すること。

なお、審査請求人に対する原処分庁意見書の提示に当たって、事務処理に支障等が生じた場合は、その旨備考欄に記入すること。

2 報告の提出期限について

各月における処理状況を、翌月の15日までに報告すること。

3 報告先

補償課労災保険審理室審査第1係長（XXXXXXXXXX）あて、メールにて報告すること。

原処分庁意見書提示処理状況(平成 年 月分)

	①審査請求人氏名	②代理人職氏名	③審査請求受理年月日	④審査請求人等への意見書送付年月日	備 考
1					
2					
3					
4					
5					

※ 審査請求を受理した月に原処分庁意見書を審査請求人等に送付することができなかった場合の取扱いはおのとおりのとする。

1 審査請求を受理した月の処理状況の報告に、①、②及び「③審査請求受理年月日」について記載する。

2 原処分庁意見書を審査請求人等に送付した月の処理状況の報告に、①から④について記載し、併せて、備考欄に「〇月分一部報告済事案」と記載のこと。